

枚方市建築基準法 43 条第 2 項第 1 号の認定に関する判断基準

(目的)

第 1 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定に関し必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の対象は、道路に通ずる道として建築物の敷地が「道路」に代えて将来にわたり安定的に利用することができる道であり、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に該当する建築物は、その敷地が公共の用に供する幅員 4 m 以上の次のいずれかに掲げる道に 2 m 以上接するものとする。

- イ 土地改良事業、農道整備事業による農道
- ロ 河川管理用の道
- ハ 国又は地方公共団体が管理する道

(2) 規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に該当する建築物は、その敷地が幅員 4 m 以上の次の各号に掲げる道に 2 m 以上接するものとする。

- イ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道
- ロ 平成 11 年 5 月 1 日時点において現に建築物が立ち並んでいる道

(用途・規模・構造)

第 3 認定に係る建築物は、次の各号に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 建築物の用途及び規模は、延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅（2 世帯住宅含む。）であること。
- (2) 建築物は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて適用する建築基準法関係規定に適合するものであること。

(土地所有者等による承諾)

第 4 第 2 第 2 号に該当する道については、当該認定の申請者その他関係者が、当該道を将来にわたって通行することについて、次の各号に掲げる者の承諾があること。

- (1) 当該道の敷地となる土地所有者
- (2) 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- (3) 当該道を令 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

(附則) この基準は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。